

広島市地域防災計画等の修正案

基本・風水害対策編
震 災 対 策 編
都 市 災 害 対 策 編
水 防 計 画

広島市地域防災計画の
主な修正項目
(資料 3 関係)

．．． P 1 ~ P 9 2

基準等の改正や組織再編等に伴
い修正する項目 (資料 4 関係)

．．． P 9 3 ~ P 1 4 0

※ 計画の内容に影響のない①数値データの修正、②組織改正に伴う組織名称の修正、③修正案に関連して修正すべき部分の修
正、④項目の移動による修正、など軽微な修正は、関係機関への修正の照会に対する回答に基づき、事務局において修正する。

修正前	
基本・風水害対策編	頁
第1章 総則	
第2節 防災業務実施上の基本原則	2
第2節 防災業務実施上の _____ 基本原則	
本市及び防災関係機関等は、 _____ 災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務 _____ の実施に関しては、関係法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。	
1～9 (略)	

修 正 後

修 正 理 由

○ 災害対策基本法の改正により、災害対策に関する基本的な考え方を関係者が広く共有し、一体となって災害対策に取り組むため、基本理念が明確化されたことを踏まえ、防災業務実施上の基本理念を追加する。

第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

第1 基本理念

本市は、災害対策基本法第2条の2の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を基本理念として災害対策を行う。

- 1 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 地域、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一的に講じること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本原則

本市及び防災関係機関等は、前記の基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等に当たるとともに、その実施に関しては、関係法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。

1～9 （略）

修 正 前																	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 54																
第4 災害対策本部《消防局防災課》																	
1 設置及び廃止 (1) (略) (2) 体制及び設置基準 (略)																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th><th>設 置 基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次体制</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第二次体制</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第三次体制</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第四次体制</td><td> <p>ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 イ 気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。</p> <p>ウ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 エ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p> </td></tr> <tr> <td>摘要</td><td> ① 下線部は、自動発令とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 第4次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。 </td></tr> <tr> <td colspan="2">(3)～(5) (略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">2～4 (略)</td></tr> </tbody> </table>		体制	設 置 基 準	第一次体制	(略)	第二次体制	(略)	第三次体制	(略)	第四次体制	<p>ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 イ 気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。</p> <p>ウ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 エ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>	摘要	① 下線部は、自動発令とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 第4次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。	(3)～(5) (略)		2～4 (略)	
体制	設 置 基 準																
第一次体制	(略)																
第二次体制	(略)																
第三次体制	(略)																
第四次体制	<p>ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 イ 気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。</p> <p>ウ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 エ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>																
摘要	① 下線部は、自動発令とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 第4次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。																
(3)～(5) (略)																	
2～4 (略)																	

修 正 後																	
修 正 理 由	○ 特別警報の発表が開始されることに伴い、本市の災害対策本部の設置基準（第四次体制）に、特別警報の発表（自動参集）を追加する。																
第4 災害対策本部《消防局防災課》																	
1 設置及び廃止 (1) (略) (2) 体制及び設置基準 (略)																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th><th>設 置 基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次体制</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第二次体制</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第三次体制</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第四次体制</td><td> <p>ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 イ 気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。 ウ 気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。 エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 エ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p> </td></tr> <tr> <td>摘要</td><td> ① 下線部は、自動発令とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 第4次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。 </td></tr> <tr> <td colspan="2">(3)～(5) (略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">2～4 (略)</td></tr> </tbody> </table>		体制	設 置 基 準	第一次体制	(略)	第二次体制	(略)	第三次体制	(略)	第四次体制	<p>ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 イ 気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。 ウ 気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。 エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 エ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>	摘要	① 下線部は、自動発令とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 第4次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。	(3)～(5) (略)		2～4 (略)	
体制	設 置 基 準																
第一次体制	(略)																
第二次体制	(略)																
第三次体制	(略)																
第四次体制	<p>ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 イ 気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。 ウ 気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。 エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 エ 前記のほか、市長が必要と認めたとき。</p>																
摘要	① 下線部は、自動発令とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 第4次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。																
(3)～(5) (略)																	
2～4 (略)																	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 防災教育・訓練及び調査研究	頁 39
第1～第5 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 災害対策基本法の改正により、災害時に遅滞なく災証明書を交付しなければならないとされたため、平常時から、被害状況の調査や災証明交付等の事務に従事する職員の知識・技術の向上等に努めることとする。	第1～第5 (略)

第6 り災証明交付体制の整備
り災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携を図るなど、り災証明を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の確保を図る。

修 正 前	
基本・風水害対策編 第4章 災害復旧・復興計画 第7節 り災証明書の発行	頁 216
第7節 り災証明書の発行 《消防局防災課、各区地域起こし推進課》	
<p>国・県及び本市において、租税、保険料等の減免及び徵収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、<u>被災者から申請があったときは、遅滞なく、被害状況を調査し、被災者に対してり災証明書を発行する。</u></p> <p>なお、その取扱いについては、り災証明書取扱要領による。</p> <p style="text-align: center;">〈り災証明書取扱要領〉</p> <p>第1条～第6条 (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由	
<p>○ 災害対策基本法の改正により、災害時に遅滞なくり災証明書を交付しなければならぬとされたため、平常時から、り災証明書の交付に従事する職員の育成等に努める。</p>	
第7節 り災証明書の交付 《消防局防災課、各区地域起こし推進課》	
<p>国・県及び本市において、租税、保険料等の減免及び徵収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、<u>被災者から申請があったときは、遅滞なく、被害状況を調査し、被災者に対してり災証明書を交付する。</u></p> <p>なお、その取扱いについては、り災証明書取扱要領による。</p> <p style="text-align: center;">〈り災証明書取扱要領〉</p> <p>第1条～第6条 (略)</p>	

修 正 前	
震災対策編 第2章 災害予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁 49
第1～第4 (略)	
第5～第7 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 災害対策基本法の改正により、災害時に遅滞なく災証明書を交付しなければならぬとされたため、平常時から、被害状況の調査や災証明交付等の事務に従事する職員の知識・技術の向上等に努めることとする。	
第1～第4 (略)	
第5 り災証明交付体制の整備 <u>り災証明は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、被災者生活再建支援等の判断材料として極めて重要な役割を果たしていることから、平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携を図るなど、り災証明を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の確保を図る。</u>	
第6～第8 (略)	

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 82
第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》	
1 (略)	
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》 (略)	
(1)～(5) (略)	
(6) 移動無線機（MCA無線） 移動無線機（MCA無線）により市災害対策本部や区役所等と生活避難場所等の情報伝達を行う。	
(7)～(9) (略)	
3～5 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 防災行政無線移動無線機（MCA無線）の整備（平成25年12月運用開始予定）に伴い、市・区災害対策本部、生活避難場所等との間で迅速な情報伝達が可能となることから、MCA無線の機能についての説明を追加する。	
第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》	
1 (略)	
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》 (略)	
(1)～(5) (略)	
(6) 移動無線機（MCA無線） 移動無線機（MCA無線）により市災害対策本部や区役所等と生活避難場所等の情報伝達を行う。 なお、MCA無線は、無線通信（単信）のほかに、無線機間の双方向通信（複信）、消防局の電話交換機を経由して内線電話との通信等を行うことができる。	
(7)～(9) (略)	
3～5 (略)	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 115
第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》	
1 (略)	
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》 (略)	
(1)～(5) (略)	
(6) 移動無線機（MCA無線） 移動無線機（MCA無線）により市災害対策本部や区役所等と生活避難場所等の情報伝達を行う。	
(7)～(19) (略)	
3～5 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ 防災行政無線移動無線機（MCA無線）の整備（平成25年12月運用開始予定）に伴い、市・区災害対策本部、生活避難場所等との間で迅速な情報伝達が可能となることから、MCA無線の機能についての説明を追加する。	
第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》	
1 (略)	
2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》 (略)	
(1)～(5) (略)	
(6) 移動無線機（MCA無線） 移動無線機（MCA無線）により市災害対策本部や区役所等と生活避難場所等の情報伝達を行う。 <u>なお、MCA無線は、無線通信（単信）のほかに、無線機間の双方向通信（複信）、消防局の電話交換機を経由して内線電話との通信等を行うことができる。</u>	
(7)～(19) (略)	
3～5 (略)	

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁	84・85
--	---	-------

第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

1・2 (略)

3 住民等への防災情報の伝達 (略)

本市から防災情報を提供する放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	(株)中国放送
広島テレビ放送㈱	(株)広島ホームテレビ
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送㈱
(株)ひろしまケーブルテレビ	(株)ふれあいチャンネル

4 放送機関に対する放送の要請

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ定めた手続きにより、次に掲げる放送機関に災害対策基本法第56条に規定する伝達、通知又は警告について放送の要請を行う。(本市の連絡責任者は、消防局予防課長)この場合、緊急情報連絡システムの積極的活用を図る。

災害時における放送要請に関する協定締結機関

放 送 機 関 名	連 絡 責 任 者
日本放送協会広島放送局	放送部長
(株)中国放送	報道部長
広島テレビ放送㈱	報道部長
(株)広島ホームテレビ	報道部長
(株)テレビ新広島	報道部長
広島エフエム放送㈱	制作担当部長

5 (略)

(資料編) 3-3-1~3-3-4 (略)

参考 16 (略)

参考 17 災害時における放送要請に関する協定

修 正 後

修 正 理 由

- (株)中国コミュニケーションネットワークと災害時における放送要請等に関する協定を締結したことにより、放送機関に対する放送の要請先として追加するとともに、臨時災害放送局放送免許を取得した場合は、(株)中国コミュニケーションネットワークに臨時災害放送局の運営を委託することを追加する。

第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

1・2 (略)

3 住民等への防災情報の伝達 (略)

本市から防災情報を提供する放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	(株)中国放送
広島テレビ放送㈱	(株)広島ホームテレビ
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送㈱
(株)ひろしまケーブルテレビ	(株)ふれあいチャンネル
(株)中国コミュニケーションネットワーク	

4 放送機関に対する放送の要請等

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、協定に基づき、
次に掲げる放送機関に災害対策基本法第56条に規定する伝達、通知又は警告について放送の
要請を行う。(この場合、緊急情報連絡システムの積極的活用を図る。)

協定を締結している放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	(株)中国放送
広島テレビ放送㈱	(株)広島ホームテレビ
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送㈱
(株)中国コミュニケーションネットワーク	

また、本市が臨時災害放送局の開設が必要と判断し、臨時災害放送局放送免許を取得した場合は、(株)中国コミュニケーションネットワークに臨時災害放送局の運営を委託し、生活・支援情報等の提供を行う。

5 (略)

(資料編) 3-3-1~3-3-4 (略)

参考 16 (略)

参考 17 災害時における放送要請に関する協定

参考 48 災害時における放送要請等に関する協定

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第4節 災害広報・広聴の実施	頁 127
---	----------

第1 広報活動

(略)

広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）
1 気象情報	企画総務局	報道機関に依頼して行う方法
2 災害情報	道路交通局	緊急情報連絡システムを利用して行う方法
3 被害状況	消防局	
4 本市の防災態勢		市ホームページ(インターネット)を利用して行う方法
5 停電状況		広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法
6 交通機関運行状況		方法
7 避難状況		広報紙を利用して行う方法
8 災害復旧状況		テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法
9 交通規制状況		新聞廣告を利用して行う方法
10 断水・給水状況	水道局	文字多重放送を利用して行う方法
11 防疫・保健衛生活動	健康福祉局	その他メディアを利用して行う方法
12 特別清掃活動	環境局	警察の機関へ依頼して行う方法
13 猛獣逸走	健康福祉局 都市整備局	サイレン・警鐘を利用して行う方法
14 被害者救済制度	健康福祉局等	市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法
15 その他防災関係情報	関係部局・各区	河川の放流警報設備を利用して行う方法
		有線放送を利用して行う方法
		航空機を派遣して行う方法
		広報車を派遣して行う方法
		必要に応じて戸別に口頭伝達する方法
① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。 ② 実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。 ③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。 ④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。		

修 正 後

修 正 理 由

- (株)中国コミュニケーションネットワークと災害時における放送要請等に関する協定を締結したことにより、災害時における広報の実施方法に臨時災害放送局の利用を追加する。

第1 広報活動

(略)

広報事項	実施担当	実施方法（広報媒体）
1 気象情報	企画総務局	報道機関に依頼して行う方法
2 災害情報	道路交通局	緊急情報連絡システムを利用して行う方法
3 被害状況	消防局	臨時災害放送局を利用して行う方法
4 本市の防災態勢		市ホームページ(インターネット)を利用して行う方法
5 停電状況		広島市防災情報メール配信システムを利用して行う方法
6 交通機関運行状況		方法
7 避難状況		広報紙を利用して行う方法
8 災害復旧状況		テレビ、ラジオ広報番組を利用して行う方法
9 交通規制状況		新聞廣告を利用して行う方法
10 断水・給水状況	水道局	文字多重放送を利用して行う方法
11 防疫・保健衛生活動	健康福祉局	その他メディアを利用して行う方法
12 特別清掃活動	環境局	警察の機関へ依頼して行う方法
13 猛獣逸走	健康福祉局 都市整備局	サイレン・警鐘を利用して行う方法
14 被害者救済制度	健康福祉局等	市防災行政無線（同報系）を利用して行う方法
15 その他防災関係情報	関係部局・各区	河川の放流警報設備を利用して行う方法
		有線放送を利用して行う方法
		航空機を派遣して行う方法
		広報車を派遣して行う方法
		必要に応じて戸別に口頭伝達する方法
① 企画総務局広報課は、関係部局等の広報の実施に当たり必要な協力・調整を行う。 ② 実施にあたっては、必要に応じて広報資料を作成・配布する。 ③ 被災地には職員を派遣し、被害写真を収集するとともに、必要に応じて写真及びポスター等を公共施設及び被災地区に貼布又は配布し、広報活動に努める。 ④ 災害時における放送要請は別に定める協定により行う。 ⑤ 臨時災害放送局の運営については別に定める協定により行う。		

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 185
--	----------

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協 力 内 容	団 体 名	資料番号

修 正 後

修 正 理 由

- **備**中国コミュニケーションネットワークと災害時における放送要請等に関する協定を締結したことにより、災害時における協力要請先として **備**中国コミュニケーションネットワークを追加する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協 力 内 容	団 体 名	資料番号
災害時における放送、臨時災害放送の運営 《消防局防災課》	備 中国コミュニケーションネットワーク	資料編参考 48

修 正 前	
震災対策編 第3章 地震応急対策 第4節 災害広報・広聴の実施	頁 152
第1 広報活動	
1～4 (略)	
5 広報の方法	
(1) (略)	
<u>(2)～(8)</u> (略)	
6 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	
○ <u>備中国コミュニケーションネットワークと災害時における放送要請等に関する協定を締結したことに伴い、災害時における広報の実施方法に臨時災害放送局の利用を追加する。</u>	
第1 広報活動	
1～4 (略)	
5 広報の方法	
(1) (略)	
<u>(2) 臨時災害放送局の利用</u>	
<u>(3)～(9)</u> (略)	
6 (略)	

修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁 216
--	----------

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協 力 内 容	団 体 名	資料番号

修 正 後

修 正 理 由

- **株中国コミュニケーションネットワークと災害時における放送要請等に関する協定を締結したことに伴い、災害時における協力要請先として 株中国コミュニケーションネットワークを追加する。**

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

協 力 内 容	団 体 名	資料番号
災害時における放送、臨時災害放送局の運営 《消防局防災課》	株中国コミュニケーションネットワーク	資料編参考 48

修 正 前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

80

第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

1 情報の種類

区分		概要
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する 警報、注意報、県気象情報、地方気象情報等
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

2~5 (略)

修 正 後

修正理由

○ 気象業務法の改正により、防災気象情報に特別警報を追加する。

第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

1 情報の種類

区分		概要
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、県気象情報、地方気象情報等
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

(略)

2~5 (略)

修 正 前

震災対策編
第3章 震災応急対策
第3節 情報の収集及び伝達

頁

114

第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

1 情報の種類

区 分	概 要
津波警報等	気象庁本庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報
地震に関する情報	(略)
津波に関する情報	(略)
災 害 情 報	(略)

2~5 (略)

修 正 後

修 正 理 由

- 気象業務法の改正により、収集・伝達する情報に津波の特別警報の位置づけを追加する。

第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

1 情報の種類

区 分	概 要
津波警報等	気象庁本庁が発表する大津波警報(※)、津波警報、津波注意報及び津波予報
地震に関する情報	(略)
津波に関する情報	(略)
災 害 情 報	(略)

※ 大津波警報は、特別警報に位置付けられている。

2~5 (略)

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 91~93
--	------------

第2 気象情報等の収集及び伝達

1・2 (略)

3 水防警報

(略)

(1) 洪水、高潮等の河川に関する水防警報

ア (略)

イ 水防警報の種類、内容及び発令時期

種類	内 容	発 令 時 期
待 機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。 また、津波の際は、水防要員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	1・2 (略) 3 津波警報が発表される等必要と認めるとき。
準 備	1~4 (略) 5 水防要員の招集配備計画	(略)
出 勤	水防要員を警戒配置及び出勤せしめるもの。	1・2 (略) 3 津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
指 示	(略)	(略)
解 除	(略)	1・2 (略) 3 津波に陥り、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※下部における水防警報の発表は、太田川河川事務所によるもの。

ウ (略)

(2) 高潮等の海岸に関する水防警報

ア (略)

イ 種類、内容及び発令時期

種類	内 容	発 令 時 期
待 機	(略)	(略)
準 備		
出 勤	水防要員を出勤させる必要がある旨を警告するもの。 (略)	(略)
解 除	(略)	(略)
ウ	(略)	

修 正 後

修 正 理 由

○ 広島県水防計画の修正に伴い、各機関が発表する津波に関する水防警報を追加する。

第2 気象情報等の収集及び伝達

1・2 (略)

3 水防警報

(略)

(1) 洪水、高潮等の河川に関する水防警報

ア (略)

イ 水防警報の種類、内容及び発令時期

種類	内 容	発 令 時 期
待 機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	1・2 (略) ——
準 備	1~4. (略) 5 水防要員の招集配備計画	(略)
出 勤	水防要員を警戒配置及び出勤せしめるもの。	1・2 (略) ——
指 示	(略)	(略)
解 除	(略)	1・2 (略) ——

ウ (略)

(2) 高潮時の海岸に関する水防警報

ア (略)

イ 種類、内容及び発令時期

種類	内 容	発 令 時 期
待 機	(略)	(略)
準 備		
出 勤	水防要員を出勤させる必要がある旨を警告するもの。 (略)	(略)
解 除	(略)	(略)
ウ	(略)	

修 正 前

[3]～[6] (略)
4～12 (略)

修 正 後

(3) 国管理河川における津波に関する水防警報

ア 発表機関

太田川河川事務所

イ 種類、内容及び発表時期

種類	内 容	発 表 時 期
待 機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出 勤	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等総合的に判断して、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡回等により被害が確認されなかつたとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

ウ 発表区間

河川名	発表区間（対象基準観測所）
太田川	江波潮位観測所

(4) 県管理河川及び海岸における津波に関する水防警報

ア 発表機関

西部建設事務所及び広島港湾振興事務所

イ 種類、内容及び発表時期

種類	内 容	発 表 時 期
出 勤	消防機関等が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象庁から津波警報が発表されたとき。(※1)
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	気象庁から津波警報が解除され、水防活動の必要があると認められなくなったとき。(※2)

※1 津波による水防活動が緊急性を要することが想定されるため、気象庁から津波警報が発表されたときは、即座に自動的に「出勤」の水防警報が発表されたものとみなす。

※2 「解除」の水防警報は、管轄地域の状況により判断し、市町単位で発表する。

ウ 発表区域等

発表機関	区 域
西部建設事務所 広島港湾振興事務所	広島市全域

[5]～[8] (略)

4～12 (略)

修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 114
--------------------------------------	----------

第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

1 情報の種類

区 分	概 要
津波警報等	(略)
地震に関する情報	(略)
津波に関する情報	(略)
災 害 情 報	(略)

2～5 (略)

修 正 後

修 正 理 由

- 広島県水防計画の修正に伴い、各機関が発表する津波に関する水防警報を追加する。

第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

1 情報の種類

区 分	概 要
津波警報等	(略)
地震に関する情報	(略)
津波に関する情報	(略)
津波に関する水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び 広島港湾振興事務所が発表する情報
災 害 情 報	(略)

2～5 (略)

修 正 前

震災対策編
第3章 震災応急対策
第3節 情報の収集及び伝達

頁

123

第1・第2 (略)

修 正 後

修 正 理 由

○ 広島県水防計画の修正に伴い、各機関が発表する津波に関する水防警報を追加する。

第1・第2 (略)

第3 津波に関する水防警報

【関係法令：水防法第16条第1項】

津波により災害の発生するおそれがあり、水防活動を行う必要があるときに発表される。

1 国管理河川における津波に関する水防警報

(1) 発表機関

太田川河川事務所

(2) 種類、内容及び発表時期

種類	内 容	発 表 時 期
待 機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出 勤	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等総合的に判断して、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡回等により被害が確認されなかつたとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 発表区間

河川名	発表区間（対象基準測測所）
太田川	江波潮位観測所

2 県管理河川及び海岸における津波に関する水防警報

(1) 発表機関

西部建設事務所及び広島港湾振興事務所

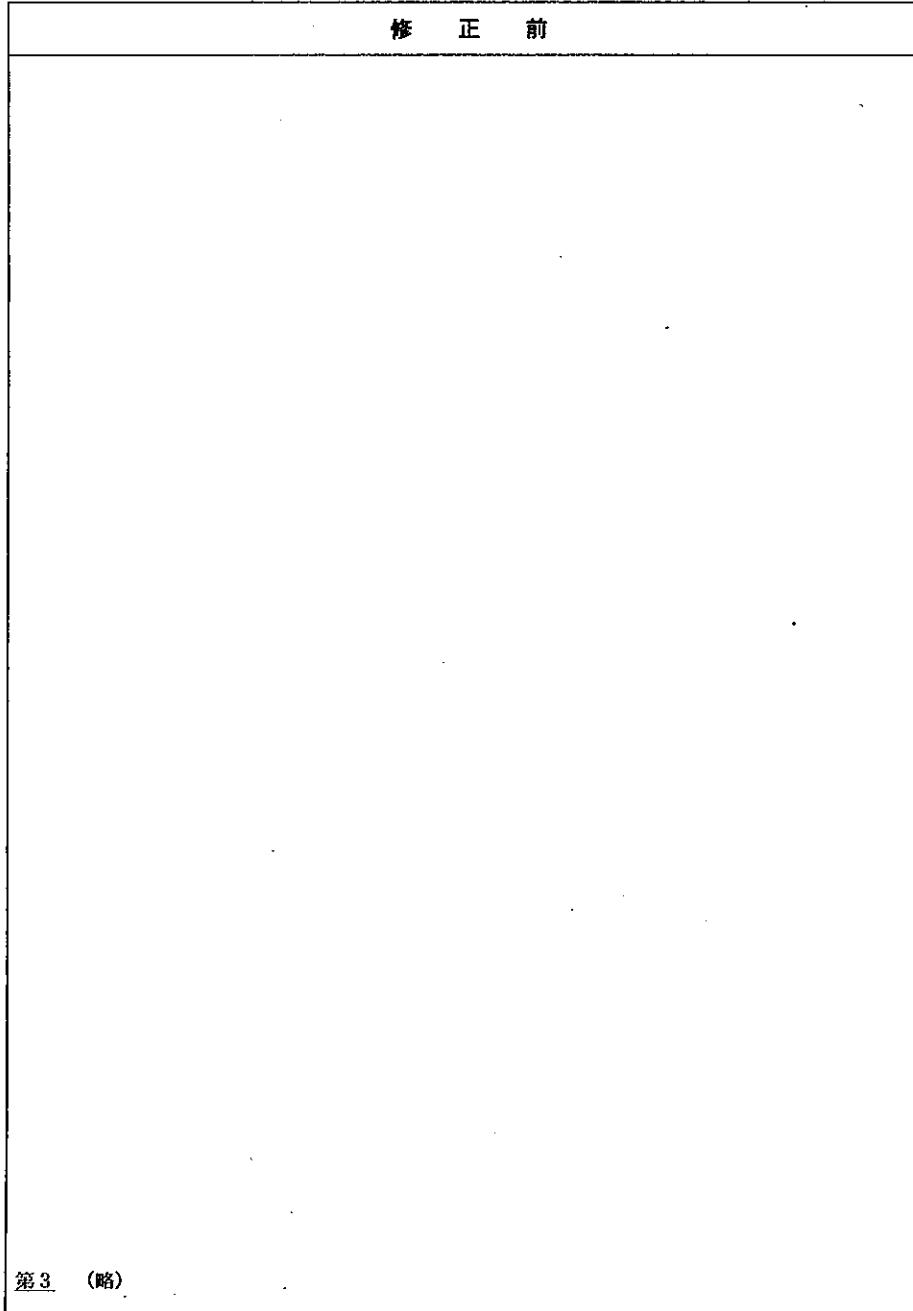
(2) 種類、内容及び発表時期

種類	内 容	発 表 時 期
出 勤	消防機関等が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象庁から津波警報が発表されたとき。（※1）
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	気象庁から津波警報が解除され、水防活動の必要があると認められなくなったとき。（※2）

※1 津波による水防活動が緊急性を要することが想定されるため、気象庁から津波警報が発表されたときは、即座に自動的に「出勤」の水防警報が発表されたものとみなす。

※2 「解除」の水防警報は、管轄地域の状況により判断し、市町単位で発表する。

修 正 前



第3 (略)

修 正 後

(3) 先攻区域等

発表機関	区 域
西部建設事務所 広島港湾振興事務所	広島市全域

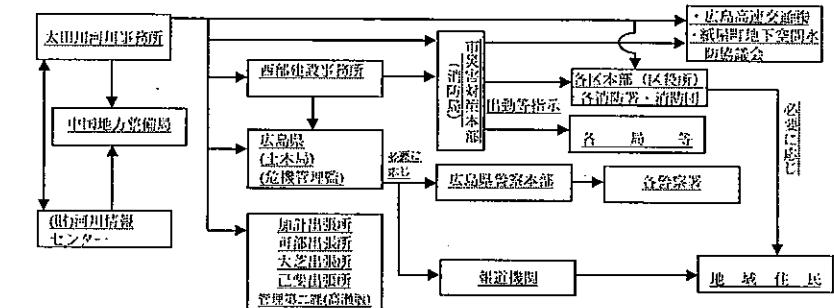
3 水防警報発表基準観測所の基準水位等

広島市水防計画別表第1参照

4 受信及び伝達

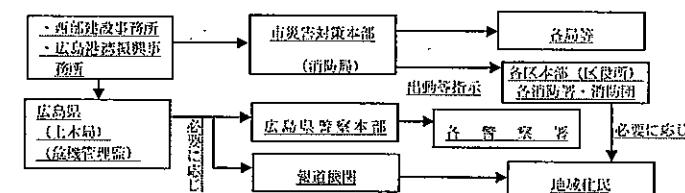
(1) 太田川河川事務所が発表する水防警報

太田川河川事務所からFAX及びeメールで、西部建設事務所からFAXで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。



(2) 西部建設事務所又は広島港湾振興事務所が発表する水防警報

西部建設事務所又は広島港湾振興事務所からFAXで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。



5 本市での情報の活用

区役所、消防署及び消防団は、発表された警報の種類に応じ、広島市水防計画の規定に基づき活動を行う。

また、水防活動により入手した情報は、避難勧告の発令等の検討に活用する。

6 住民への伝達等

水防警報の発表に伴う区役所、消防署及び消防団等の水防活動により入手した情報は、必要に応じて住民等へ伝達する。

第4 (略)

修 正 前

水防計画	頁
第3章 水防応急活動	
第1節 水防要員の出動	304・305

第1 出動の指令《消防局防災課・警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》
(略)

1 水防警報の種類、内容及び発令時期

(1) 洪水、高潮等の河川に関する水防警報

種類	内 容	発 令 時 期
待 機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。 また、津波の際は、水防要員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	1 気象、水象及び河川状況よりみて必要と認められるとき。 2 水防本部が待機の体制に入ったとき。 3 津波警報が発表される等必要と認められるとき。
準 備	1 水防資材及び器材の点検・整備 2 ダム、溜池、水門等の水門の閉鎖準備 3 河川、河岸、堤防、ダム、溜池、水門等の巡視及び水防要員の派遣 4 哨部の出動 5 水防要員の招集配備計画	1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇しあん溢注意水位に達するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。 2 気象状況等により高潮の危険が予想されるとき。
出 動	水防要員を警戒配置及び出勤せしめるもの。	1 河川の水位がはん溢注意水位に達し、なお水位上昇が予想され、災害の生じるおそれがあるとき。 2 潮位が満潮位に達し、なお水位上昇が予想され、災害の生ずるおそれがあるとき。 3 津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
指 示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により重要な水防箇所について必要な事項を指摘するもの。	出水状況を報知するとき、又は、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	1 河川の水位がはん溢注意水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められるとき。 2 気象状況等により高潮のおそれがなくなったとき。 3 津波に際し、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※下線部における水防警報の発表は、太田川河川事務所によるもの。

修 正 後

修 正 理 由

○円滑な水防活動を行うため、水防警報の発表や水位情報等に対応する水防要員の活動内容を追加する。

第1 出動の指令《消防局防災課・警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》
(略)

1 状況に応じた活動内容

水防要員の出勤等は、災害種別ごとに、おおむね次のとおりとする。

状況	活動内容
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「待機」が発表されたとき。	1 気象情報、水位情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機
2 河川の水位が水防団待機水位に達したとき。	1 気象情報や各地の雨量、水位の状況等の収集・把握 2 河川堤防等の巡視 3 土のう積み等の浸水防止対策の実施 4 広報車等による注意喚起の広報の実施 5 住民から異常通報があった地域（過去に災害があった場所を含む。）や危険区域への巡回の強化 6 水防資機材等の準備
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「準備」が発表されたとき。	1 広報車等による自主避難の呼びかけの実施 2 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導
2 河川の水位がはん乱注意水位に達したとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への避難勧告の実施 2 危険が迫っている場合には、避難指示の実施 3 避難場所の開設及び避難誘導 4 応急工作の実施
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。	
2 河川の水位がはん乱危険水位に達したとき。	

修 正 前

(2) 高潮等の海岸に関する水防警報

種類	内 容	発 令 時 期
待機	高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備の必要がある旨を警告し、水辺防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水防機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防要員を出動させる必要がある旨を警告するもの。 〔活動内容〕 <ul style="list-style-type: none">・海岸巡視・避難誘導・土のう積み・排水ポンプ作業等	気象状況等により高潮が発生するおそれがあるとき。
解除	高潮の発生及び発生のおそれがなくなつたとともに、さらに水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	高潮の発生あるいは発生のおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消した旨が解消したと認められるとき。

修 正 後

(2) 高潮

状況	活動内容
1 広島港湾振興事務所から水防警報「待機・準備」が発表されたとき。 2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「待機」が発表されたとき。	1 台風の進路や高潮に関する気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機
1 広島港湾振興事務所から水防警報「待機・準備」が発表されたとき。 2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「準備」が発表されたとき。 3 潮位の予測が T.P. + 2.1m以上のとき。	1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視 2 土のう積み等の浸水防止対策の実施 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備
1 広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。 2 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。 3 潮位の予測が T.P. + 2.5m以上のとき。	1 沿岸低地部（過去に災害があった場所を含む。）の護岸の巡視の強化 2 広報車等による自主避難の呼びかけの実施 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導
1 太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。 2 河川水位がはん乱危険水位に達したとき。 3 潮位の予測が T.P. + 2.9m以上のとき。	1 浸水により危険となることが予想される地域への避難勧告の実施 2 危険が迫っている場合には、避難指示の実施 3 避難場所の開設及び避難誘導 4 応急工作的実施

修 正 前

修 正 後

(3) 土砂災害

状況	活動内容
1 強い雨が降っているとき。	1 気象情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機
1 <u>警戒基準雨量に達するおそれがあるとき。</u>	1 気象情報や各地の雨量・出水の状況等の収集・把握 2 土砂災害危険区域(過去に災害があつた場所を含む)の巡視 3 広報車等による注意喚起の広報の実施 4 水防資機材等の準備
1 警戒基準雨量を超えたとき。	1 住民から異常通報があつた地域や危険区域への巡視の強化 2 広報車等による自己避難の呼びかけの実施 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作的実施
1 避難基準雨量を超えたとき。	1 該当地域への避難勧告の実施 2 危険が迫っている場合に、避難指示の実施 3 避難場所の開設及び避難誘導 4 応急工作的実施

修 正 前

2 (略)

修 正 後

(4) 津波

状況	活動内容
1 太田川河川事務所から水防警報「待機」が発表されたとき。	1 津波に関する情報、地震による堤防決壊情報等の収集 2 水防巡視・活動に備えて待機 3 水防資機材等の準備
1 太田川河川事務所、西部建設事務所又は広島港湾振興事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。	1 沿岸低地部の護岸の巡視 2 広報車等による自主避難の呼びかけ等の実施 3 状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導 4 必要と認める場合には、応急工作の実施 5 津波浸水により危険となることが予想される地域への避難勧告の実施 6 危険が迫っている場合には、避難指示の実施 7 避難場所の開設及び避難誘導

※1 水防要員は、自らの避難に要する時間及び津波到達予想時刻を考慮し、活動限界時間を設定した上で活動する。

※2 自身の危険性が高いと判断したときは、避難を優先する。

※3 地震の揺れによって、堤防の決壊（破堤）による浸水が発生した場合には、浸水の状況を考慮して活動を行う。

2 (略)

修 正 前

水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難	頁 317
------------------------------------	----------

第2 高潮への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の対応	住民の行動
第1段階	(略)	(略)	(略)
第2段階	(略)	(略)	(略)
第3段階	(略)	(略)	(略)
第4段階	<p>【避難勧告】 1 気象台から高潮警報が発表され、潮位の予測が2.9m以上の場合 _____ 2 週視等により堤防から水があふれる(越水)おそれや堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合</p>	1 浸水により危険となることが予想される地域に、避難勧告を行う。※1 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 避難場所を開設する。	1 サイレン等が聞こえたらテレビ・ラジオ等を通じて状況を確認する。 2 本市が開設した避難場所又はあらかじめ決めておいた知人宅等にすぐ避難する。 3 浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が作る場合は、近くの浸水時緊急避難施設や堅固な建物の上階等に緊急退避し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。※2 4 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
第5段階	<p>【災害発生】 浸水被害が発生した場合</p>	1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 2 避難場所を開設する。	1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 2 避難場所を開設する。
(略)			

2 (略)

修 正 後

修 正 理 由

○ 特別警報の発表開始に伴い、高潮時の段階に応じて対応する状況に、高潮特別警報を追加する。

第2 高潮への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の対応	住民の行動
第1段階	(略)	(略)	(略)
第2段階	(略)	(略)	(略)
第3段階	(略)	(略)	(略)
第4段階	<p>【避難勧告】 1 気象台から高潮警報が発表され、潮位の予測が2.9m以上の場合 _____ 2 週視等により堤防から水があふれる(越水)おそれや堤防の決壊(破堤)のおそれがあると判断した場合</p>	1 浸水により危険となることが予想される地域に、避難勧告を行う。※1 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 避難場所を開設する。	1 サイレン等が聞こえたらテレビ・ラジオ等を通じて状況を確認する。 2 本市が開設した避難場所又はあらかじめ決めておいた知人宅等にすぐ避難する。 3 浸水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が作る場合は、近くの浸水時緊急避難施設や堅固な建物の上階等に緊急退避し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。※2 4 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
第5段階	<p>【災害発生】 浸水被害が発生した場合</p>	1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 2 避難場所を開設する。	1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 2 避難場所を開設する。
(略)			

2 (略)

修 正 前

水防計画

第4章 避難対策

第4節 災害種別に応じた避難

頁

318

第3 土砂災害への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の対応	住民の行動
第1段階	(略)	(略)	(略)
第2段階	(略)	(略)	(略)
第3段階	(略)	(略)	(略)
第4段階	【避難勧告】 1 避難警報値を超えた場合 広島地方気象台と広島県土木局砂防課から土砂災害警戒情報が発表された場合 2 巡視等によって危険であると判断した場合 3 土砂災害緊急情報が通知された場合	1 該当地域に、避難勧告を行う。 ※1 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 避難場所を開設する。	1 サイレン等が聞こえたらテレビ・ラジオ等を通じて状況を確認する。 2 本市が開設した避難場所又はあらかじめ決めておいた知人宅等にすぐ避難する。※2
第5段階	【災害発生】 がけ崩れや土石流が発生した場合	1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 2 避難場所を開設する。	1 遠くへの移動に危険が伴う場合は、とりあえず安全な場所へ避難し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。※3 2 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
	(略)		

2~4 (略)

修 正 後

修 正 理 由

○ 特別警報の発表開始に伴い、土砂災害時の段階に応じて対応する状況に、大雨特別警報を追加する。

第3 土砂災害への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の対応	住民の行動
第1段階	(略)	(略)	(略)
第2段階	(略)	(略)	(略)
第3段階	(略)	(略)	(略)
第4段階	【避難勧告】 1 気象台から大雨特別警報が発表された場合 2 避難警報値を超えた場合 3 広島地方気象台と広島県土木局砂防課から土砂災害警戒情報が発表された場合 4 巡視等によって危険であると判断した場合 5 土砂災害緊急情報が通知された場合	1 該当地域に、避難勧告を行う。 ※1 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2 避難場所を開設する。	1 サイレン等が聞こえたらテレビ・ラジオ等を通じて状況を確認する。 2 本市が開設した避難場所又はあらかじめ決めておいた知人宅等にすぐ避難する。※2
第5段階	【災害発生】 がけ崩れや土石流が発生した場合	1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 2 避難場所を開設する。	1 遠くへの移動に危険が伴う場合は、とりあえず安全な場所へ避難し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。※3 2 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
	(略)		

2~4 (略)

修 正 前

水防計画
第4章 避難対策
第4節 災害種別に応じた避難

頁

322

第4 津波への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の対応	住民の行動
第1段階	(略)	(略)	(略)
第2段階	(略)	(略)	(略)
第3段階	(略)	(略)	(略)
第4段階	<p>【避難勧告】 1 気象台から津波警報（津波の高さ：1m以上） _____が発表された場合 2 連絡等により津波被害のおそれがあると判断した場合</p>	<p>1 津波被害により危険となることが予想される地域に、避難勧告を行う。※3 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。</p> <p>約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】</p> <p>2 避難場所を開設する。</p>	<p>1 サイレン等が聞こえたらテレビ・ラジオ等を通じて状況を確認する。 2 本市が開設した避難場所又はあらかじめ決めておいた高台等にすぐ避難する。 3 漫水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急避難施設や堅固な建物の上階等に緊急退避し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。※4</p> <p>4 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。</p>
第5段階	【災害発生】 津波被害が発生した場合	<p>1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</p> <p>2 避難場所を開設する。</p>	
	(略)		

2 (略)

修 正 後

修 正 理 由

○ 特別警報の発表開始に伴い、津波時の段階に応じて対応する状況に、大津波警報を追加する。

第4 津波への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の対応	住民の行動
第1段階	(略)	(略)	(略)
第2段階	(略)	(略)	(略)
第3段階	(略)	(略)	(略)
第4段階	<p>【避難勧告】 1 気象台から津波警報（津波の高さ：1m以上） 又は大津波警報（津波の高さ：3m以上） が発表された場合 2 連絡等により津波被害のおそれがあると判断した場合</p>	<p>1 津波警報により危険となることが予想される地域に、避難勧告を行う。※3 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。</p> <p>約1分 約5秒 約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】</p> <p>2 避難場所を開設する。</p>	<p>1 サイレン等が聞こえたらテレビ・ラジオ等を通じて状況を確認する。 2 本市が開設した避難場所又はあらかじめ決めておいた高台等にすぐ避難する。 3 漫水などにより、本市が開設した避難場所等への避難に危険が伴う場合は、近くの浸水時緊急避難施設や堅固な建物の上階等に緊急退避し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。※4</p> <p>4 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。</p>
第5段階	【災害発生】 津波被害が発生した場合	<p>1 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。</p> <p>2 避難場所を開設する。</p>	
	(略)		

2 (略)

修 正 前	
震災対策編 第4章 津波災害対策 第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	頁 229
第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	
<p>本市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にあって津波の発生等をより正確に調査するものとする。</p>	

修 正 後										
修 正 理 由	○ 広島県津波浸水想定図の作成に伴い、本市の津波災害対策の基礎となる想定津波を明確化するため、修正する。									
第1節 想定される津波及び被害の想定										
<p>第1 想定される津波</p> <p>本市は、平成25年3月に作成された広島県津波浸水想定図等に基づき、津波災害対策を推進する。広島県の津波浸水想定は、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成24年10月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。</p> <p>また、津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始点の異なる8ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下「瀬戸内海域活断層等」という。）を5ケース選定している。</p> <p>1 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>地震</th><th>規模</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大クラスの津波 (発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)</td><td>○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた8ケース</td><td>マグニチュード：Mw=9.1</td></tr> <tr> <td>津波到達時間が短い津波</td><td>○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・瀬戸内海東部～石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部～伊予灘 ・安芸灘断層群（主部） ・安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帶）</td><td>マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9</td></tr> </tbody> </table> <p>2 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定</p> <p>[1] 想定に係る主な設定条件等</p> <p>津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期潮位として2009年から2013年までの年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定 ・地震による地盤の沈下を考慮 ・構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。 		区分	地震	規模	最大クラスの津波 (発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた8ケース	マグニチュード：Mw=9.1	津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・瀬戸内海東部～石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部～伊予灘 ・安芸灘断層群（主部） ・安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帶）	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9
区分	地震	規模								
最大クラスの津波 (発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた8ケース	マグニチュード：Mw=9.1								
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・瀬戸内海東部～石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部～伊予灘 ・安芸灘断層群（主部） ・安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帶）	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9								

修 正 前

修 正 後

(2) 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10mメッシュ単位としており、
水域は選定した津波別に想定される浸水域の中で最も大きい値とする。

(3) 本市域における浸水面積（最大の場合） (単位：ha)

浸水面積（浸水深別）				
1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
3,817	3,463	2,432	1,188	2

※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部浸水面積

(4) 本市域における南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海底活断層等による「最高津波水位」、「最
大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

区分	最高津波水位※1 (m)		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間※2 (分)
	うち津波の高さ (m)	標高 (m)		
南海トラフ 巨大地震	3.6	1.5	246	37
瀬戸内海城 活断層等	3.0	0.8	110	3

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地
震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

(5) 広島県津波浸水想定図（下記URL（広島県ホームページ）参照）

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/tsunamisinsuisouteizu.html>

【参考】用語の解説

1 浸水域

海岸線から陸域に津波が週上することが想定される区域

2 浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

3 津波水位

津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高※で表示）

※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：TP.1m）として表示しています。

4 津波の高さ

津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」ととの差

5 最大波到達時間

津波の最高到達高さが生じるまでの時間

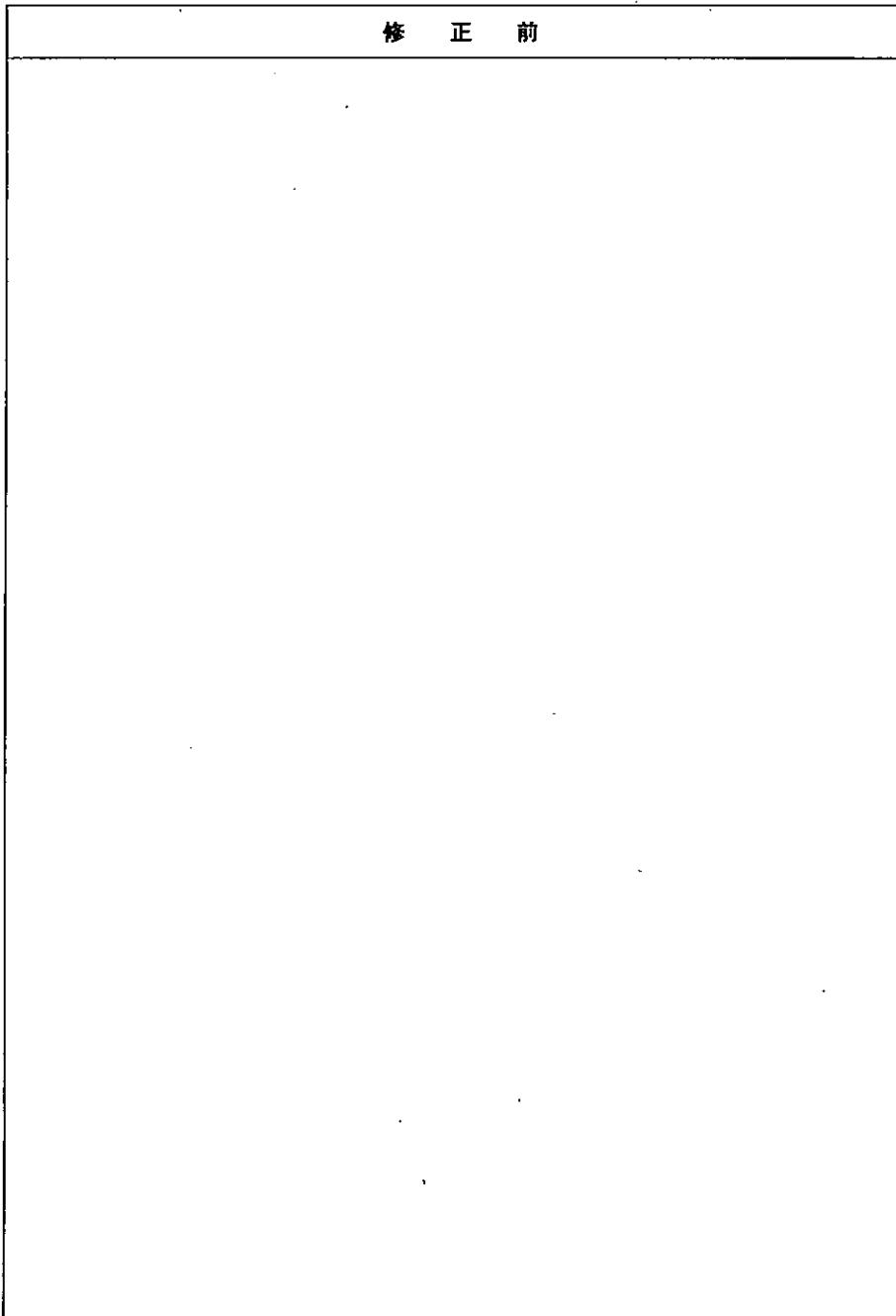
6 津波影響開始時間

海域を伝播してきた津波により、初期潮位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る
おそれのある水位変化）の変化が生じるまでの時間

7 浸水面積

津波によって浸水する陸域の面積

修正前



修正後

図1 津波水位の定義(広島県)

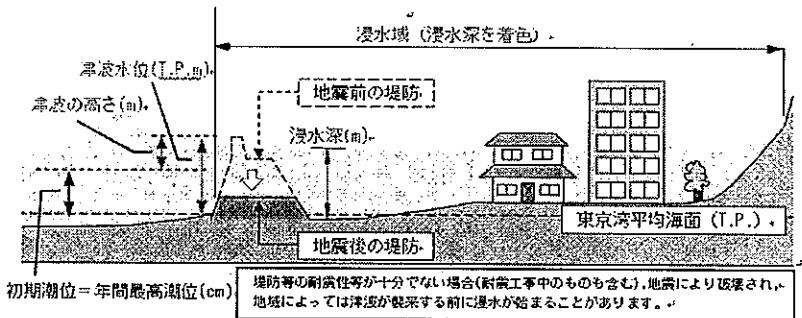
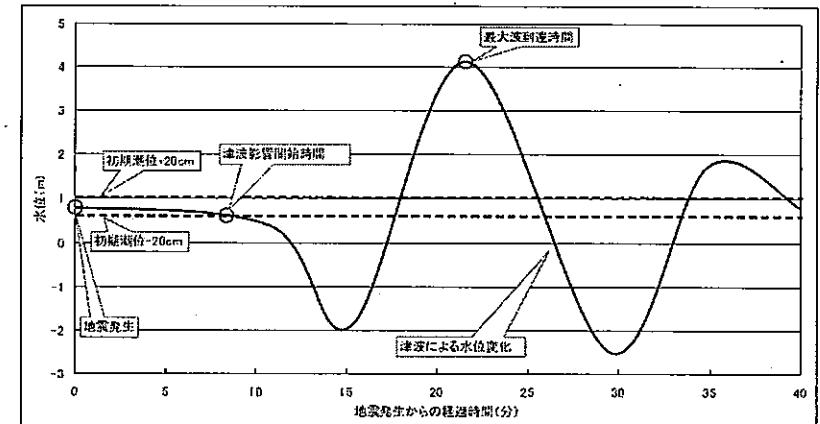


図2 各用語の模式図



修 正 前

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、津波波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

中央防災会議の専門調査会（南海トラフの巨大地震モデル検討会）においては、東日本大震災の発生を受け、南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震）について、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波の検討を行っており、平成23年12月には、想定震源域・想定津波波源域を約2倍に拡大し、地震規模を暫定値でマグニチュード9.0に設定する内容（検討会中間とりまとめ）を公表した。今後は、地震動・津波高等の推計結果や被害想定の推計が順次公表される予定となっている。

こうした国の検討状況等を踏まえ、広島県等関係機関とも連携を図りながら、地盤被害想定調査の実施を予定することとしており、この中で、津波高等の想定を見直していく必要がある。

修 正 後

第2 津波による被害想定の基本的考え方

本市は、津波による被害の全体像の明確化及び広域的な津波防災対策の立案の基礎とするため、広島県の津波浸水想定図等に基づき具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、津波波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

修 正 前	
震災対策編 第4章 津波災害対策 第2節 津波に強いまちづくり	頁 229

第1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大さな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難路・避難階段の整備、土地利用・建築規制など、国、県、市の役割に応じて地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

修 正 後	
修 正 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島県津波浸水想定図の作成に伴い、本市の津波災害対策の基礎となる想定津波を明確化する。

第1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

本市は、広島県津波浸水想定図等において示された「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」に対し、市民等の生命を守ることを最優先とし、市民等の避難を軸に、津波災害に対する知識の普及、浸水時緊急避難施設の確保等の避難体制の整備に重点的に取り組む。

また、海岸保全施設等の整備促進、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難路・避難階段の整備、土地利用・建築規制など、国、県、市の役割に応じて地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

なお、比較的発生頻度の高い津波（最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波）については、県の検討結果等を踏まえ、人命・住民財産の保護、臨海部の産業・物流機能への被害軽減による地域経済の確保の観点から、国、県の港湾、河川部局等に対し海岸保全施設等の整備について働き掛けを行う。